

2 地域保健医療対策会議

(1) 目的

市町域を越えて広範囲に甚大な被害が発生し、多数の傷病者が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、災害対策地方本部の下、西播磨圏域における地域住民の生命を守り、適切な地域医療の確保等保健医療活動を調整するため、関係機関・団体等により構成される「西播磨(災害時)地域保健医療対策会議」を設置・運営する。

(2) 平時

① 開催頻度、開催場所

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、災害医療コーディネーターの支援を受け、必要に応じて（年1回程度）開催する。

② 協議事項等

- ア 西播磨圏域における大規模災害発生時の医療連携体制に関すること（関係機関連絡先リストの作成・更新を含む）
- イ 西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに関すること
- ウ 大規模災害発生に備えた訓練等に関すること
- エ その他上記に係る連絡調整に関すること

③ 構成機関・団体、構成員等

- ア 表1に掲げる関係機関・団体の代表者で組織する。
- イ 平時は、事前に構成員を指名する。
- ウ 必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

④ 留意事項

龍野健康福祉事務所は、赤穂健康福祉事務所及び各市町・関係団体等と連携して、会議で協議した事項等について、圏域内の関係機関への情報提供に努める。

(3) 大規模災害発生時

① 開催時期、開催場所

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、災害医療コーディネーターの支援を受け、地域保健医療対策会議を設置・運営する。

原則として、可能な限り早期に第1回の対策会議を開催する。その後、継続して定期的を開催する。なお、開催場所については原則龍野健康福祉事務所とするが、被害の状況に応じて赤穂健康福祉事務所や災害拠点病院等やTV会議を利用するなど効率的な場所での開催を検討する。

また、赤穂健康福祉事務所は会議設置・運営に協力する。

- ② 協議事項等
- ア DMA T活動内容等の把握・情報提供に関する事。
 - イ 避難所等での医療ニーズの把握・分析等に関する事。
 - ウ 派遣された医療チームや自律的・自主的に集合した医療チームの配置調整等に関する事。
 - エ 医師会等関係団体や災害拠点病院等の医療関係者、医療チームや健康福祉事務所・市町の担当者等による情報交換に関する事。
 - オ その他上記に係る連絡調整に関する事。
- ③ 構成機関・団体、構成員等
- ア 表1に掲げる関係機関・団体の代表者で組織する。
 - イ 必要に応じ、構成員以外の者の出席（DMAT 統括等）を求めることができる。

表1 西播磨災害時地域保健医療対策会議 構成機関・団体

	平 時	災害発生時
龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）	○	○
赤穂健康福祉事務所	○	○
災害医療コーディネーター	○	○
地区医師会	○	○
地区歯科医師会	○	○
地区薬剤師会	○	○
県看護協会西播支部	○	○
災害拠点病院	○	○
公立病院（災害対応病院）	○	○
民間病院（災害対応病院）	○	—
消防本部	○	—
市町	○	○